

令和7年度農林業労賃標準額表

令和7年度の農作業労賃標準額を下記のとおり定めました。

(人力作業)

作業区分	単位	標準額(超過時間給)	摘 要
水田作業全般	1日当り(8時間)	7,800円(1,220円)	・すべて一般的な作業の場合の標準額です。 ・()内の金額は、時間超過した場合の1時間当たりの超過時間給です。
畑作業全般	〃	7,700円(1,210円)	
果樹(摘果・収穫)	〃	7,700円(1,210円)	
椎茸等(植菌・天地返し)	〃	7,700円(1,210円)	
林業(植林・下刈)	〃	8,600円(1,350円)	

(機械作業)

作業区分	使用機械	単位	標準額	摘 要
水田作業	耕耘	耕耘機及びトラクター	10a	6,400円
	代かき	〃	〃	6,400円
	田植	田植え機	〃	7,500円
	脱穀	ハーベスタ	1時間	4,200円
	乾燥	乾燥機	10a	5,800円
	刈取結束	バインダー	〃	9,000円
	刈取脱穀	コンバイン	〃	17,000円
畑作業	全般	耕耘機及びトラクター	10a	6,400円
	播種	コーンプランター	〃	3,500円
	刈取	コーンハーベスタ	〃	10,200円
	刈取	モアー	〃	2,300円
	反転	テッダー	〃	1,200円
	集草	レーキ	〃	1,200円
	牧草梱包	ロールベアラ	1個	2,300円
	牧草ラッピング	ラッピングマシン	〃	1,800円
共通	堆肥散布	マニアスプレッター	10a	4,500円
林業	下刈等	刈払機	1日	9,400円
	伐採等	チェーンソー	〃	10,200円



※ 適用期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

※ この標準額は、普通の作業能力を標準としており、作業能力等に応じて加減できるものとします。

※ この標準額は、賄いを含まない賃金です。

※ 「たのむ人」「たのまれる人」お互いに理解し合い、どちらも安定した農業経営ができるようご協力ください(燃料価格が著しく変動した場合など、両者で協議して、決定してください)。



農地を転用・貸付するには農地法等の許可が必要です。

【田野畑村農業委員会】 34-2111(内線91)